

座間市の「第1号通所事業」及び「第1号訪問事業」の方針

厚労省発「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」を参考に、座間市での総合事業の「第1号通所事業」及び「第1号訪問事業」の取扱いを定める。

Q1: 通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業所がコロナウイルスの対策として、自主的に休止対応を行う場合、月額報酬の使用分の日割り請求を認めるか。

A: 日割りを認める。

参考: 第4報の間4

Q2: 事業所が県からの要請、又は自主的判断でコロナウイルスの対策として、通所型サービスの内容を訪問でのサービス、又は電話での安否確認等に切り替えた場合、ケアプランに位置付けた通所サービスでの報酬の算定を認めるか。

A: 利用者が切り替え対応の内容に同意し、担当CMがケアプランにその変更内容を反映した場合は報酬算定を認める。
(※ケアプランの変更は軽微な変更として取り扱って良い。しかし、利用者への十分な説明及び同意が得られていない場合は過誤請求を要する。)

参考: 第2報の別紙1の2、第3報問3、第6報問1・問2

Q3: Q2に関連し、コロナウイルスの対策として、サービスの内容を通常の通所サービスの他、訪問でのサービス、又は電話での安否確認等から利用者の希望するサービスを選択する形の運営をして良いか。またその際はQ2同様に報酬算定を行って良いのか。

A: 安全性を確保した上で運営して良い。(報酬算定に関してもQ2回答と同様とする。)

参考: 第4報問1

Q4: Q2に関連し、通所のサービス内容を訪問でのサービス、又は電話での安否確認等に切り替えた場合に通所時の個別サービス計画と同様の内容を切り替え対応において提供したとみなせる場合のみ、報酬算定の対象となるのか。

A: 利用者への十分な説明及び同意が前提であるが、切り替え対応においては、通所サービス事業所において提供していたサービス全てを求めるものではなく、事業所の職員が可能な限りのサービスを提供した場合に報酬算定を認めるものである。(個別サービス計画を整備しておくことが望ましい。)

参考: 第9報問1

Q5: 総合事業の給付に関する取り扱いに関して総合事業の休業による日割りは何月分から認められるのか。

A: 第4報が3月6日に通知されていることから、3月分から認める。

参考: 介護最新情報Vol.779

Q6: 休業の取り扱い案件の確認について事業所側は通常どおり営業中だが、利用者都合の理由により訪問等が不可の場合、利用者都合の休止として満額請求して良いのか。

A: 通常時の対応と同様に扱って良い。(その月に1度でもケアプランに位置付けられたサービスの提供実績があるのであれば月額報酬算定が可能である。)

参考: 介護サービスに準拠した内容

Q7: 訪問サービスを週2回(3回)利用している利用者へのサービスを月の途中で利用者又は事業者がコロナ対策として、利用回数を週1回(2回)に変更をした際、その月はどうに請求を行えば良いのか。

A: コロナ感染症に対する取扱いが限定(サービス提供5月分より緊急事態宣言が解除されるまで。)だが、利用者と事業者間で週の利用回数に関して同意が行われた場合、訪問回数切り替えを締結した日を基準として、日割り請求として取り扱うこととする。
【例】週2回の利用者が、週1回への変更を適用する場合、サービス提供の最終日のまでを週2回の日割りとし、翌日から週1回の請求の開始日とする。

※ケアプランの変更は軽微な変更として取り扱って良い。

Q8: 事業縮小した場合も、届出を出す必要があるのか。

A: 事業を訪問や通所に切り替え対応した場合、変更の届出は必要ないが経過記録の整理を怠らないよう留意していただきたい。
また、事業縮小の際も届出は必要ないが、営業時間が変更になる際は、事業者支援係まで電話にて連絡いただきたい。